

2024 年度

看護師特定行為研修
(感染管理認定看護師対象)

募 集 要 項

福岡国際医療福祉大学
生涯教育センター

目 次

I. 福岡国際医療福祉大学生涯教育センターにおける特定行為研修の概要	
1. 本学の基本理念と教育理念	2
2. 生涯教育センターについて	2
3. 特定行為研修の教育目的と理念	2
4. 特定行為研修の教育目標と到達目標	3
5. 当センターにおける特定行為研修の特色	3
6. 開講する特定行為区分	4
7. 研修期間と研修スケジュール（予定）	4
8. 研修科目と時間数	5
9. 研修場所	6
10. その他	6
II. 募集の概要	
1. 研修受講要件	7
2. 募集定員	7
3. 選考方法	7
III. 出願方法	
1. 出願書類	8
2. 出願受付期間	8
3. 審査料	8
4. 出願の手順	8-9
5. 選考結果について	9
IV. 受講手続等	
1. 受講手続き期間	10
2. 受講料	10
3. 受講手続き	10
4. 入学辞退について	10
V. 個人情報の取り扱いについて	10
VI. 案内図	11
VII. 問い合わせ先	11
別紙：様式5 記載例	12

1. 福岡国際医療福祉大学生涯教育センターにおける特定行為に係る看護師の研修 (以下、特定行為研修)の概要

1. 本学の基本理念と教育理念

福岡国際医療福祉大学の基本理念は、建学の精神である『生命の尊厳、生命の平等』を理解し、病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる『共に生きる社会』の実現をめざすことであり、高度に専門・分化した医療に対応できるのみでなく、豊かな教養を備えたリーダーの育成とグローバルに活躍できる人材の育成を目的としています。

現在、超高齢社会に向けて医療需要の増大や地域包括ケアシステムの構築など、医療環境は大きく変化しており、それを担う高度な知識を持った医療専門職がますます必要とされています。本学では、時代のニーズに適合し、地域医療にも貢献できる、実践力のある人材の養成、「チーム医療・チームケア」に貢献できる専門性の高い人材の養成を大きな教育目標としています。

2. 生涯教育センター(以下、当センター)について

国際医療福祉大学における学術研究の成果と教育体制を基盤に、医療福祉専門職に対する生涯教育の支援や研鑽の場を提供し、基礎教育を終えた社会人の継続教育を容易にすることを目的に、国際医療福祉大学九州地区生涯教育センターを2013年に設立しました。2023年度まで、認定看護師教育課程「感染管理」、認定看護管理者教育課程「ファーストレベル」、認定看護管理者教育課程「セカンドレベル」および、看護師特定行為研修といった教育研修を実施してきました。そして2024年度からは福岡国際医療福祉大学へ移管し、生涯教育センターとして教育研修を継続します。さらに認定看護師教育課程「認知症看護」を開始します。

認定看護師教育課程「感染管理」は、2013年から毎年、感染管理分野の認定看護師教育課程(特定行為研修を組み込んでいないA課程)を7か月間で開講してきました。修了生のほとんどが日本看護協会の認定看護師資格を取得しています。

日本看護協会の認定看護師制度は発足から20年余りが経過し、この間、少子高齢化が進み医療や社会が変化したことにより認定看護師に求められる役割や活動の場は広がっています。これらの変化に応えるために、日本看護協会は認定看護師制度を改正し、2020年から新たに特定行為研修を組み込んだ教育課程(B課程)を開始しました。これを受け当センターでは、これまでの教育実績を生かして、2021年度からA課程を修了した感染管理分野の認定看護師対象の看護師特定行為研修を、2022年度からは特定行為研修を組み込んだ認定看護師教育課程(B課程)を開始しました。

3. 特定行為研修の教育目的と理念

特定行為研修制度は、チーム医療のキーパーソンである看護師が、患者及び国民並びに医師及び歯科医師その他の医療関係者から期待される役割を十分に担うため、医療安全に配慮し、在宅を含む医療現場において、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、自己研鑽を継続する基盤を構築するものです。このため当センターは、本学の基本理念と教育理念に基づき、看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上をめざします。それにより、看護師の自己研鑽を継続する場を提供し支援するという役割を果たすことを基本理念とします。

4. 特定行為研修の教育目標と到達目標

<教育目標>

- 1) 高度医療及び地域医療の場において、特定行為を実施するために必要な知識、技術、態度の基本的な能力を養う。
- 2) 手順書による特定行為の実施判断、実施、報告の一連の流れを適切に行うための実践能力を養う。
- 3) 看護学的視点に医学的視点を融合した全人的な看護が展開でき、自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を養う。
- 4) 多職種専門性を尊重し、「チーム医療・チームケア」に貢献できる知識、技術、態度を養う。

<共通科目の到達目標>

- 1) 多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。
- 2) 多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- 3) 多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける。
- 4) 問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。
- 5) 自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける。

<区分別科目の到達目標>

- 1) 多様な臨床場面において当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける。
- 2) 多様な臨床場面において医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。

5. 当センターにおける特定行為研修の特色

1) 放送授業（eラーニング）を活用した短期間の研修

日本看護協会の学習支援システムを利用した e-ラーニングを織り交ぜることにより、就業しながらの受講が可能です。また、感染管理認定看護師は、医療現場で看護部門に限らず組織横断的に活動しており、感染防止対策加算という診療報酬に関連している者も多い現状より、就業場所を離れる期間を短くします。集中した面接授業（集合研修）は1か月以内の短期間に集中的に学ぶ日程で、研修開始から7か月での修了をめざします。

2) 研修施設及び設備の充実

図書館をはじめ大学のリソースを活用して学ぶことができます。また、研修協力施設として基幹型臨床研修病院である医療法人社団高邦会高木病院（福岡県大川市）の全面協力が得られ、病院内にある国際医療福祉大学 福岡シミュレーション医学センター（以下、FSMC）の使用が可能です。FSMC には、医師をはじめとしたあらゆる医療従事者の教育に対応できる多くのシミュレーターをそろえています。

3) 指導体制の充実

感染管理認定看護師教育課程の主任教員と専任教員が、効果的かつスムーズな研修受講のための指導やサポートを専任で行います。そのほか、これまでの認定看護師教育課程の教育実績を生かして、国際医療福祉大学・高邦会グループ施設の教職員や、感染症診療及び感染予防対策を行う感染症専門医をはじめとした医療従事者の協力を得ることができます。

6. 開講する特定行為区分

感染症の発症は栄養や水分のバランスを崩しかねません。また、感染症の治療は適切かつ的確なタイミングでの薬剤投与が患者の予後はもちろん薬剤耐性菌の予防につながります。そのため、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」と「感染に係る薬剤投与関連」の2つの区分を実施します。なおこの2区分は、新しい感染管理分野の認定看護師教育課程（B課程）で学ぶ区分です。

7. 研修期間と研修スケジュール（予定）

2024年	4月上旬	開講式
	4月上旬～8月中旬	eラーニング※1（登校日あり）※2
	8月中旬～	集合研修※3
	9月中旬～	臨地実習（特定行為区分）※4
	10月下旬	実習のまとめ、修了判定、修了式

※1 共通科目のeラーニングで、自宅や職場等での受講が可能です。

※2 eラーニングの期間中、演習や筆記試験のための登校日を数回（1～2週間程度）予定しています。

※3 主に特定行為区分別科目を履修します。

※4 4週間程度で必要な症例数を経験します。

- ・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整：5症例以上
- ・脱水症状に対する輸液による補正：5症例以上
- ・感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与：5症例以上

《研修のイメージ》

月	4	5	6	7	8	9	10
スケジュール	eラーニング（動画視聴）自己学習 共通科目と区分別科目（栄養・水分）				集合研修 区分別科目 （感染）	臨地 実習 約4週間	
	開講式 eラーニング開始	1週間程度 登校日（集合研修と試験）		2週間程度 登校日（集合研修と試験）	集合研修（4週間程度）	自施設での実習を推奨	修了式 修了判定会議 実習記録物提出

8. 研修科目と時間数

1) 共通科目

共通科目名	研修方法／時間数				評価方法
	講義	演習	実習	合計時間	
臨床病態生理学	26	4	-	30	筆記試験
臨床推論	15	19	-	34	筆記試験
臨床推論：医療面接	5	1	6	12	筆記試験 実習の観察評価
フィジカルアセスメント：基礎	6	5	12	23	筆記試験 実習の観察評価
フィジカルアセスメント：応用	8	15	-	23	筆記試験
臨床薬理学：薬物動態	8	4	-	12	筆記試験
臨床薬理学：薬理作用	9	3	-	12	筆記試験
臨床薬理学：薬物治療・管理	17	6	-	23	筆記試験
疾病・臨床病態概論：主要疾患	27	3	-	30	筆記試験
疾患・臨床病態概論：状況別	2	10	-	12	筆記試験
医療安全学：医療倫理	8	4	-	12	筆記試験
医療安全学：医療安全管理	8	1	3	12	筆記試験 実習の観察評価
チーム医療論(特定行為実践)	4	5	3	12	筆記試験 実習の観察評価
特定行為実践	6	6	-	12	筆記試験
合計時間数	149	86	24	259	

※ 「演習」とは、講義で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとの、議論や発表を行う形式の授業

※ 「実習」とは、講義や演習で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとの、主に実技を中心に学ぶ形式の授業

※ 講義と演習は、eラーニング教材を使った個人学習と集合研修があり、実習は全て集合研修

※ 実習の観察評価は実習時間に含む

2) 区分別科目

区分別科目	特定行為	研修方法／時間			筆記試験 目安時間	実習 症例数	評価方法
		講義	演習	合計 時間			
栄養及び水分 管理に係る 薬剤投与関連	共通して学ぶ事項	5	1	18	1	5 症例 以上	筆記試験 実習の観察評価
	持続点滴中の高カ ロリー輸液の投与 量の調整	5	1				
	脱水症状に対する 輸液による補正	5	1				
感染に係る 薬剤投与関連	共通して学ぶ事項	9	7	30	1	5 症例 以上	筆記試験 実習の観察評価
	感染徴候がある者 に対する薬剤の臨 時の投与	11	3				
合計時間		35	13	48			

※ 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連は、eラーニング（個人学習）と一部集合研修で行う

※ 感染に係る薬剤投与関連は、すべて集合研修で行う

※ 実習（臨地実習）の観察評価は実習の時間に含む

9. 研修場所

- 講義・演習・実習の集合研修は、生涯教育センターで行います。ただし、フィジカルアセスメントの実習の多く（10時間程度）は、国際医療福祉大学 福岡シミュレーション医学センター（福岡県大川市：高木病院内）で行います。
- 臨地実習は、継続した指導医の指導と安全に活動する施設基盤を構築でき、研修修了後も特定行為の実践が有効に行われるよう、研修生の所属施設（以下、自施設）での実習を推奨します。ただし、自施設や地域の病院等で実習ができない場合は、当センターの指定する協力施設での実習が可能です。

10. その他

- 研修修了後は、保健師助産師看護師法第 37 条の 4 に基づき、以下の事項を記載した特定行為研修修了証を交付します。
 - 氏名、看護師籍の登録番号および生年月日
 - 修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称
 - 特定行為研修を修了した年月日
 - 特定行為研修を実施した指定研修機関の名称
- 上記と共に、学校教育法に基づくプログラムであることを示した「履修証明書」を交付します。

II. 募集の概要

1. 研修受講要件

- ① 出願時（2023年12月1日現在）に、日本看護協会の認定看護師制度に基づく感染管理分野の認定看護師の資格を有する者（認定看護師は看護師経験5年以上かつ当該分野の看護研修経験3年以上の看護師である）
 - ※ 修了した認定看護師教育課程の教育機関や認定看護師経験年数は問いません。
- ② 現在、日常的に看護実践を行っている者
- ③ 看護実践において、根拠に基づく知識と実践的経験を応用して、自律的に行うことができ、チーム医療のキーパーソンとして機能することができる者
- ④ 所属する施設の病院長や所長などの施設管理者の推薦がある者

2. 募集定員

定員 10名

- ※ 共通科目と2つの区分別科目（栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連と感染に係る薬剤投与関連）の受講を必須とします。

3. 選考方法

受付期間内に提出された、不備のない受講志願書類を受け付けます。
書類選考により受講を決定します。

III. 出願方法

1. 出願書類

	所定の様式書類	同封書類
様式 1	受講志願書（裏面に振込明細書（コピー可）を貼付）	① 看護師免許証の写し （A4判に縮小したモノクロ） ② 認定看護師認定証の写し （モノクロ）
様式 2	履歴書（写真の貼付が必要です）	
様式 3	志願理由書	
様式 4	推薦書 ※厳封のこと	
様式 5	実習施設情報	
様式 6	緊急連絡先	

2. 出願書類受付期間

2023年12月1日（金）～12月22日（金）【必着】

認定看護師教育課程「感染管理」と同時期の受付ですので出願書類をよく確認してください

3. 審査料

審査料：10,000円（税込）

（内訳）

税率区分	消費税	金額（税抜）
10%	909円	9,091円

学校法人高木学園 福岡国際医療福祉大学 登録番号：T7290005003797

4. 出願の手順

- 1) 出願に必要な書類をホームページからダウンロードしてください。
https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/edu_center/course/tokutei/
- 2) 所定の書類を準備し、それぞれに必要な事項を記入してください。
- 3) 審査料を振り込んでください。
 - ① 振込先 （口座名）西日本シティ銀行 シーサイドももち出張所 （普）3027562
ガク)タカギガクエンフクオカコクサイイリョウフクシダイガク
学校法人高木学園 福岡国際医療福祉大学
リジチョウ タカギ クニノリ
理事長 高木 邦格
 - ② 最寄りの金融機関・ATMまたはインターネットバンキングより、電信扱いで審査料を振り込んでください。
 - ③ 振込名は、志願者ご本人のお名前で振り込んでください。なお、必ずお名前の前にTKとお入れください。
 - ④ 振込手数料は、ご負担ください。
 - ⑤ 振込明細書（コピー可）は、受講志願書（様式1）の裏面に貼り付けてください。
※ 振込が確認できない場合は、書類を受理できません。
 - ⑥ 既納の審査料は、原則として返金できません。
 - ⑦ 銀行で発行される振込明細書をもって領収書とします。

4) 出願書類を郵送

レターパックプラス（赤） に必要書類を入れ、品名に「**看護師特定行為研修出願書類**」と記入し、期日までに郵送してください。（必着）

※ 一度受理した書類は返却いたしません。

※ 出願書類の記載事項と事実と相違があることが判明した場合には、受講を取り消す場合があります。

【送付先】

福岡国際医療福祉大学 生涯教育センター 事務室

〒814-0001 福岡市早良区百道浜 2-4-16

TEL：092-407-0434

5. 選考結果について

受講決定通知：2024年1月31日発送

選考結果については、本人宛簡易書留（速達）にて郵送します。

電話やFAXでの問い合わせには応じられません。

IV. 受講手続き等

1. 受講手続き期間

2024年1月31日(水)～2月19日(月)

※ 期限内に手続きがない場合は受講を辞退したものと取り扱います。

2. 受講料

共通科目：400,000円(税込)

(内訳)

税率区分	消費税	金額(税抜)
10%	36,363円	363,637円

区分別科目：

- ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連：50,000円(税込)
- ・感染に係る薬剤投与関連：50,000円(税込)

(内訳)

区分別科目	栄養及び水分管理に係る 薬剤投与関連	感染に係る薬剤投与関連
税率区分	10%	
消費税	4,545円	4,545円
金額(税抜)	45,455円	45,455円

学校法人高木学園 福岡国際医療福祉大学 登録番号：T7290005003797

※ 納付金は全納のみとします。

※ 納付金は返金できません。

※ 研修のための宿泊・交通費、パソコン等の機器・通信費、書籍等の教材費等は自己負担となります。

3. 受講手続き

- ・受講決定者には、受講手続きに必要な書類を送付します。
- ・期日までに受講手続きを完了してください。
- ・受講手続き完了者へは、受講許可証を発行いたします。

V. 個人情報の取り扱いについて

志願者の氏名、住所、その他の個人情報について、以下の用途にのみ利用し、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。

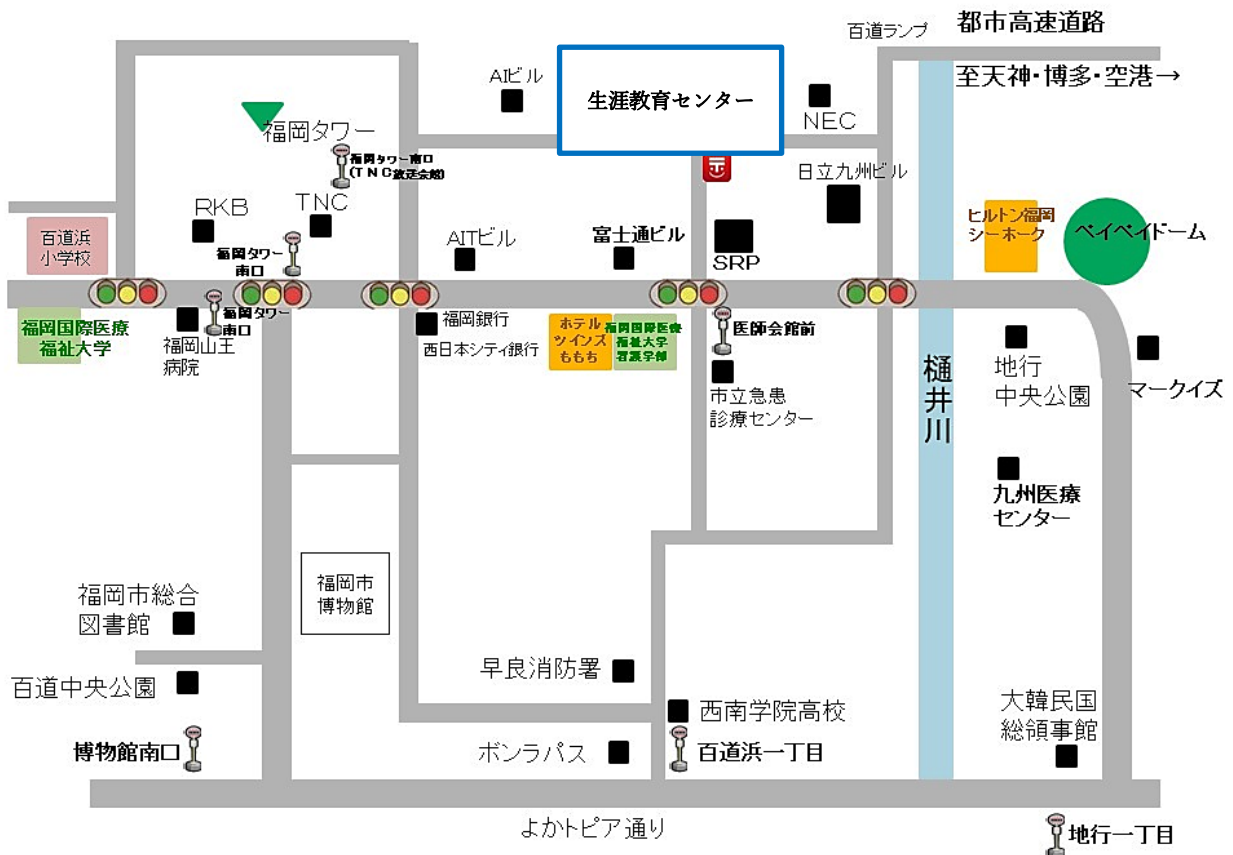
<利用目的>

- ・ 受講審査および受講者決定に伴う業務
- ・ 受講決定発表及び受講手続きに伴う業務
- ・ 審査料・受講料の収納事務に伴う業務
- ・ 受講に伴う事務（成績管理、就学管理）業務
- ・ 受講希望者及び受講者の統計資料作成

VI. 案内図

- 福岡市営地下鉄「西新駅」 徒歩 15 分
- 西鉄バス「医師会館・ソフトリサーチパーク前」下車 徒歩 1 分
- 福岡都市高速「百道」から車で約 2 分

※専用の駐車場はありません。近隣の有料駐車場をご利用ください。



VII. 問い合わせ先

福岡国際医療福祉大学 生涯教育センター

住所：〒814-0001 福岡市早良区百道浜 2-4-16

事務室 TEL：092-407-0434 FAX：092-407-0474

受付番号	※
------	---

実習施設情報

1. 実習を行う予定の施設リスト

所属施設以外で実習可能な施設があれば
②～④に記載する

※ 当センターは研修修了後も特定行為の実践が有効に行われるよう、継続した指導医の指導と安全に活動する施設基盤を重要と考えるため、自施設実習を推奨しています。

		施設名称	
自施設実習	所属施設	①	医療法人百道会 国福病院
	実習協力が可能な施設	②	私立百道浜かngo病院
		③	
		④	
他施設実習		⑤	実習施設なし

所属施設での実習が難しく、かつ、協力可能な施設の確保がない場合は⑤へ記載

2. 受講する特定行為に関する施設情報

実習可能な施設が確保できている場合①～④のいずれかを記入し、なければ⑤と記載

特定行為区分	特定行為	実習施設番号※1	症例数の有無※2	指導者の有無※3
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	1) 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	①②	○	○
	2) 脱水症状に対する輸液による補正	①	○	○
感染に係る薬剤投与関連	3) 感染徴候のある者に対する薬剤の臨時の投与	⑤		

⑤の場合は症例数と指導者の有無は不要

※1 上記1のリストより番号を記入

※2 1か月（前年度実績から1か月換算）で、対象となる症例が5症例以上ある場合は○を記入

※3 医師の指導者がいる場合は○を記入

臨床経験が7年以上の医師であること。

「医師の臨床研修に係る指導医講習会」を受講していることが望ましい。

行為①の症例は、低栄養のため輸液を必要とする者です。
 行為②の症例は、脱水のうち低調性、等張性、高張性のいずれでも構いません。
 行為③の症例は、抗菌薬の他、抗真菌薬、抗ウイルス薬等を必要とした者も含まれます。